平成２６年（フ）第３１２４号
大阪府高槻市大畑町26番１―208号
債務者　田村　芳久
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１９７号
神奈川県藤沢市鵠沼松が岡４丁目18番21号
コーラル鵠沼102
債務者　藤野　英朗
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月24日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９１号
北海道上川郡東神楽町ひじり野北１条６丁目５番６―206号
債務者　山本　美保（旧姓根本）
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２０８号
北海道旭川市錦町11丁目3080番地の54
債務者　福川　敏明
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２０９号
北海道旭川市錦町11丁目3080番地の54
債務者　福川　悦子
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１１０号
横浜市泉区和泉が丘１丁目27番24号　グループホームなでしこ
債務者　山田　スヤ
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４９６号
東京都八王子市元横山町２丁目５番３号レジデンス松井305号
債務者　廣田　佳嗣
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２９６号
栃木県鹿沼市樋山町302番地16
債務者　大柿　文男
1　決定年月日時　平成26年７月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３０８号
栃木県栃木市片柳町１丁目２番28号　蔵の街マンション605、前住所栃木県矢板市中2007番地４　パークサイドハイムＢ―201号
債務者　山下しおり
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３１７号
栃木県真岡市東郷1546番地１　コーポアイランド102号、前住所長野県佐久市臼田417番地
債務者　坂本　誠雄
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３１８号
栃木県真岡市東郷1546番地１　コーポアイランド102号、前住所長野県佐久市臼田417番地
債務者　坂本しめ子
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３２０号
栃木県宇都宮市一条３丁目３番15号
債務者　石原　和幸
1　決定年月日時　平成26年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３２４号
栃木県鹿沼市戸張町2437番地９
債務者　星野ミチ子
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３２５号
栃木県鹿沼市府所本町203番地
債務者　福田　浩一
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月19日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３３２号
栃木県鹿沼市北半田1295番地21
債務者　星　　匡行（旧姓深田）
1　決定年月日時　平成26年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係